

A L P S 処理水に係る情報発信及び 消費・販路拡大に向けた取組について

(水産庁)

直近のトリチウムのモニタリングの結果について（水産庁）

- 試料は処理水放出口の南北約5kmの2地点で採取。
- 放出後から10月25日までに分析したヒラメなど76検体の分析結果は、放出前と同様に全て検出限界値（10Bq/kg 程度）未満となった。

<処理水放出後>

No.	試料採取		試料名	(単位: Bq/kg) (検出限界値)	
	日	時			
1	R5.8.25	4:50頃	ヒラメ	不検出	(8.06)
2	R5.8.25	4:40頃	ホウボウ	不検出	(8.22)
3	R5.8.26	5:00頃	ホウボウ	不検出	(8.76)
4	R5.8.26	4:40頃	ヒラメ	不検出	(8.81)
5	R5.8.27	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.61)
6	R5.8.27	4:40頃	ヒラメ	不検出	(8.63)
7	R5.8.30	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.90)
8	R5.8.30	5:00頃	トラフグ	不検出	(8.13)
9	R5.8.31	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.49)
10	R5.8.31	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.66)
11	R5.9.1	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.70)
12	R5.9.1	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.65)
13	R5.9.2	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.31)
14	R5.9.2	5:00頃	マダイ	不検出	(8.49)
15	R5.9.3	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.20)
16	R5.9.3	5:10頃	ヒラメ	不検出	(8.08)
17	R5.9.4	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.88)
18	R5.9.4	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.00)
19	R5.9.6	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.93)
20	R5.9.6	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.66)
21	R5.9.7	5:30頃	ヒラメ	不検出	(8.57)
22	R5.9.7	5:30頃	ヒラメ	不検出	(8.60)
23	R5.9.11	5:30頃	ヒラメ	不検出	(7.52)
24	R5.9.11	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.62)
25	R5.9.12	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.77)
26	R5.9.12	5:10頃	ヒラメ	不検出	(8.88)

No.	試料採取		試料名	(単位: Bq/kg) (検出限界値)	
	日	時			
27	R5.9.13	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.29)
28	R5.9.13	5:00頃	ホウボウ	不検出	(7.51)
29	R5.9.14	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.75)
30	R5.9.14	5:00頃	ヒラメ	不検出	(9.07)
31	R5.9.15	5:30頃	ヒラメ	不検出	(8.41)
32	R5.9.15	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.65)
33	R5.9.16	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.60)
34	R5.9.16	5:10頃	ヒラメ	不検出	(8.69)
35	R5.9.17	5:30頃	ヒラメ	不検出	(7.75)
36	R5.9.17	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.74)
37	R5.9.18	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.47)
38	R5.9.18	5:10頃	ホウボウ	不検出	(7.57)
39	R5.9.19	5:30頃	ヒラメ	不検出	(8.76)
40	R5.9.19	5:20頃	ヒラメ	不検出	(8.57)
41	R5.9.20	5:30頃	ヒラメ	不検出	(7.89)
42	R5.9.20	5:10頃	ホウボウ	不検出	(7.75)
43	R5.9.21	5:30頃	ヒラメ	不検出	(7.61)
44	R5.9.21	5:10頃	ババガレイ	不検出	(8.56)
45	R5.9.22	5:30頃	ヒラメ	不検出	(8.10)
46	R5.9.22	5:15頃	メイトガレイ	不検出	(8.11)
47	R5.9.23	5:00頃	ヒラメ	不検出	(9.03)
48	R5.9.23	4:45頃	ヒラメ	不検出	(9.15)
49	R5.9.24	5:30頃	ヒラメ	不検出	(8.57)
50	R5.9.24	5:10頃	ヒラメ	不検出	(8.77)
51	R5.10.3	4:50頃	ヒラメ	不検出	(8.27)

No.	試料採取		試料名	(単位: Bq/kg) (検出限界値)	
	日	時			
52	R5.10.3	5:30頃	ヒラメ	不検出	(8.36)
53	R5.10.4	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.93)
54	R5.10.4	5:30頃	ヒラメ	不検出	(9.11)
55	R5.10.5	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.42)
56	R5.10.5	5:30頃	ヒラメ	不検出	(7.68)
57	R5.10.6	3:00頃	ヒラメ	不検出	(8.28)
58	R5.10.6	3:00頃	ヒラメ	不検出	(8.18)
59	R5.10.6	3:00頃	ヒラメ	不検出	(8.03)
60	R5.10.6	3:00頃	ヒラメ	不検出	(8.18)
61	R5.10.9	17:00頃	ヒラメ	不検出	(8.50)
62	R5.10.9	17:00頃	ヒラメ	不検出	(8.80)
63	R5.10.12	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.21)
64	R5.10.12	4:00頃	ヒラメ	不検出	(8.25)
65	R5.10.13	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.15)
66	R5.10.13	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.17)
67	R5.10.17	4:30頃	ヒラメ	不検出	(8.55)
68	R5.10.17	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.47)
69	R5.10.18	5:20頃	ヒラメ	不検出	(8.52)
70	R5.10.18	4:30頃	ヒラメ	不検出	(8.58)
71	R5.10.19	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.25)
72	R5.10.19	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.34)
73	R5.10.20	4:30頃	ヒラメ	不検出	(8.30)
74	R5.10.20	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.34)
75	R5.10.24	5:00頃	ヒラメ	不検出	(9.26)
76	R5.10.24	5:00頃	ヒラメ	不検出	(9.21)

(世界保健機関（WHO）の飲料水水質ガイドライン基準：10,000Bq/L)

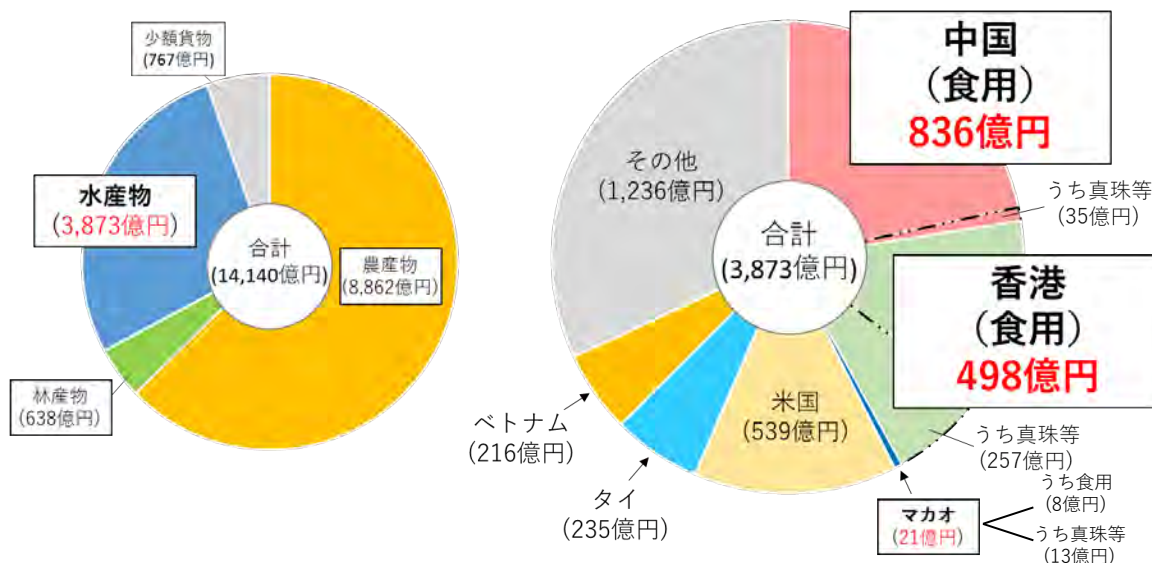
(出典：水産庁webサイト <https://www.jfa.maff.go.jp/j/housyanou/kekka.html>)

(参考) ALPS処理水の海洋放出に伴う輸入規制強化の現状

- 1 中国** 8月24日以降、原産地が日本である水産物の輸入を全面的に暫定的に停止。
- 2 香港** 8月24日以降、10都県の以下の製品について輸入禁止。
 - ①水産物（生きている、冷凍、冷蔵、乾燥、またはその他の方法で保存されたすべての水産物）、
 - ②海塩、③海藻（加工品を含む）

※10都県：福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野、新潟
- 3 マカオ** 8月24日以降、10都県の以下の製品について輸入禁止。
 - ①生鮮食品、②動物性食品、③海塩、④海藻

農林水産物輸出額内訳(2022年) 国別水産物輸出額内訳(2022年)



2022年輸出額(億円)

中国向け水産物		香港向け水産物		マカオ向け水産物	
主な魚種	輸出額	主な魚種	輸出額	主な魚種	輸出額
ほたてがい	489	ほたてがい	142	なまこ	1.3
なまこ	98	なまこ	94	まぐろ	1.1
まぐろ	40	うに	24	うに	0.7
すけそうだら	20	まぐろ	24	ほたてがい	0.4
さけ・ます	18	ぶり	21	えび	0.2
合計	836	合計	498	合計	8

(参考) 主要な輸出水産物の輸出依存度

- 主要な輸出品目のうち、ホタテガイ及びナマコは特に中国・香港向けの輸出依存度が高い。

中国・香港向け輸出量が国内生産量に占める割合

	国内生産量	輸出量 (原魚換算)	うち中国・香港向け
ホタテガイ	51.2万トン	29.1万トン (57%)	<u>17.9万トン (35%)</u>
ナマコ	5.1千トン	4.1千トン (81%)	<u>3.7千トン (73%)</u>
ブリ	22.9万トン	4.1万トン (18%)	0.5万トン (2%)
マグロ (養殖クロマグロ)	2.0万トン	0.4万トン (21%)	0.2万トン (9%)

※ 輸出量（原魚換算）は、歩留りから推定

(参考) ホタテガイ及びナマコの中国・香港への輸出実態

ホタテガイ

国内生産量：
約50万トン(2022年)

生産県	生産量 (万トン)
北海道	42.5
青森	7.8
宮城	0.7
岩手	0.2
全国計	51.2

輸出量（原貝換算）：
約30万トン(2022年)

輸出先国	輸出量（万トン） 原貝換算
中国	合計 14.3
	冷凍殻付き 9.6
	その他 4.7
香港	3.6
その他	11.1
世界計	29.1

冷凍両貝の一部は、
中国でむき身加工後
米国向けに輸出
(約3～4万トンと推定)

ナマコ

国内生産量：
約5,000トン(2022年)

生産県	生産量 (百トン)
北海道	1.5
青森	0.7
山口	0.5
その他	2.4
全国計	5.1

輸出量（原魚換算）：
約4,000トン(2022年)

輸出先国	輸出量（千トン） 原魚換算
中国	1.9
香港	1.8
その他	0.4
世界計	4.1

「水産業を守る」政策パッケージ

総額1007億円【300億円基金、500億円基金、予備費207億円】

令和5年9月4日
農林水産省、経済産業省、
復興庁、外務省

- ALPS処理水の海洋放出以降の一部の国・地域の輸入規制強化等を踏まえ、科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を求めていくとともに、全国の水産業支援に万全を期すべく、既に用意した800億円の基金による支援や東電による賠償に加え、特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業を創設（3、4①②）する。
- 具体的に、以下の5本柱の政策パッケージを策定し、早急に実行に移すとともに、必要に応じて機動的に予算の確保を行い、全国の水産業支援に万全を期す。

1. 国内消費拡大・生産持続対策

- ①国内消費拡大に向けた国民運動の展開（ふるさと納税の活用等）
- ②産地段階における一時買取・保管や漁業者団体・加工/流通業者等による販路拡大等への支援（300億円基金の活用）
- ③国内生産持続対策（相談窓口の設置、漁業者・加工/流通業者等への資金繰り支援、出荷できない養殖水産物の出荷調整への支援、新たな魚種開拓等支援、燃油コスト削減取組支援）（300億円基金、500億円基金の活用等）等

3. 輸出先の転換対策

- ①輸出減が顕著な品目（ほたて等）の一時買取・保管支援や海外も含めた新規の販路開拓を支援【予備費】
- ②ビジネスマッチングや、飲食店フェアによる海外市場開拓、ブランディング支援 【予備費】 等

5. 迅速かつ丁寧な賠償

一部の国・地域の措置を受け輸出に係る被害が生じた国内事業者には、東京電力が丁寧に賠償を実行

（注）今回の予備費による措置は、単年度事業として対応。

2. 風評影響に対する内外での対応

- ①一部の国・地域の科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃の働きかけ
- ②国内外に向けた科学的根拠に基づく透明性の高い情報発信、誤情報・偽情報への対応強化
- ③販売促進・消費拡大に向けた働きかけやイベント実施、観光需要創出、小売業界の取引継続に向けた環境整備等

4. 国内加工体制の強化対策

- ①既存の加工場のフル活用に向けた人材活用等の支援【予備費】
- ②国内の加工能力強化に向けた、加工/流通業者が行う機器の導入等の支援【予備費】
- ③輸出先国等が定めるHACCP等の要件に適合する施設や機器の整備や認定手続を支援（既存予算の活用）

ALPS処理水の海洋放出に伴う需要対策（300億円基金）

事業の内容

事業目的・概要

- ALPS処理水の海洋放出に伴い、万一水産物の需要減少等の風評影響が生じた場合でも緊急避難的措置として、水産物の販路拡大や一時的買取り・保管等を支援します。
- また、漁業者の方々の風評への懸念を払拭するため、ALPS処理水の安全性等に関する理解醸成を実施し、風評影響を最大限抑制すべく取り組みます。
- 風評影響を抑制しつつ、仮に風評影響が生じた場合にも、水産物の需要減少への対応を機動的・効率的に実施することにより、漁業者の方々が安心して漁業を続けていくことができるよう、基金を造成し、全国的に弾力的な執行を行います。

成果目標

- ALPS処理水の海洋放出に伴う風評影響を最大限抑制し、万一風評が生じた場合でも漁業者の方々が安心して事業を継続できる仕組みの構築を目指す。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（１）水産物の販路拡大等の取組への支援

- 企業の食堂等への水産物の提供を支援
- 水産物のネット販売等、販路拡大・開拓を支援



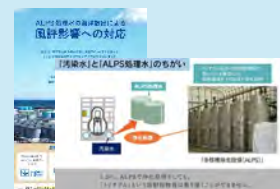
（２）水産物の一時的買取り・保管への支援

- 買取・冷凍保管等に必要な資金の借入金利を支援
- 冷凍保管等に係る経費を支援



（３）福島第一原発のALPS処理水に関する広報事業

- 消費者に向けた多様な媒体・方法による広報活動の実施
- 公正な取引が行われるよう、流通事業者等に対する説明会等の実施



（広報パンフレット）



（流通事業者向け説明会）



（現地視察ツアー）

国内の消費拡大に向けた取組について（水産物）

MAFF

- 一部の国・地域の輸出規制等による影響を受ける水産物について、あらゆる情報発信ツール・場を活用して消費拡大に向けた発信を行っています。
- ターゲットに“届く”情報発信を強化していきます。

メディアを通じた理解促進、SNS発信

- ・ 省内記者クラブ等を対象とした水産物の安全性等に関する説明会を開催
- ・ 水産庁Facebook、農水省X（旧Twitter）※1、BUZZ MAFF※2、HP等で魚食に関する情報発信強化
- ・ 「さかなの日」（毎月3～7日、特に11月は「いいさかなの日」として活動を強化）における水産物の魅力発信、消費拡大に向けた呼びかけの強化

※1 「#食べるぜ ニッポン！」で呼びかけ。投稿は2100万回以上の閲覧 ※2 ホタテを食べる動画を投稿。再生回数は2.4万回。



三陸・常磐ウィークス（7/15～9/30）における大臣喫食イベント（8/8）

- ・ 300億円基金により実施中の「魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク」による各省庁企業等における消費拡大PRの取組
- ・ 農水省では、大臣が弁当を喫食し、SNS等を通じて魅力をアピール



東北復興水産加工品展示商談会（9/26-27）

- ・ 被災地の水産業界の早期復旧・復興、販路開拓・情報発信の拡大を図るため、ビッグパレットふくしまにおいて開催（加工業者等約140社が出展）
- ・ 開会式への鈴木副大臣の出席、水産庁がセミナーで講演



各種食関係イベント等の利活用

- ・ 今後開催される各種の食関係イベント・商談会等における情報発信の強化を検討
- ・ 直近では、ジャパンインターナショナルシーフードショー（8/23-25）に西村経済産業大臣がご出席。水産庁ブースも出展し、セミナーで講演。



各関係府省庁等への水産物の消費拡大に関する協力依頼、関係団体への風評影響の防止・抑制に向けた協力要請

- ・ 農林水産大臣より、閣僚懇談会の場において、各府省庁に対し中国等の輸出規制等による影響を受ける水産物の各府省庁の食堂での活用等を依頼するとともに、通知を発出。当省ではホタテフライ定食等を提供。
- ・ 卸売業者団体や仲卸業者団体をはじめとする関係団体に対し、ALPS処理水の海洋放出に伴う風評影響の防止・抑制に向けて、通知を発出し、福島県及び近隣県の産品を差別的に扱わないことや積極的な魅力発信・消費拡大等への協力をお願い



SNS等を通じた情報発信強化

- 農水省X（旧Twitter）による「#食べるぜニッポン」での呼びかけ。投稿は2100万回以上の閲覧。



- BUZZMAFFばずまふにホタテを食べる動画を投稿。再生回数は2.4万回。



各府省庁への水産物の消費拡大に関する協力依頼

- 農林水産大臣から、閣僚懇談会の場において、各府省庁に対し一部の国・地域の輸入規制等による影響を受ける水産物の各府省庁の食堂での活用等を依頼するとともに、通知を发出（9月8日）。
- 当省の一部食堂では、ホタテフライ定食、ホタテのココナッツカレーなどを提供。（9月11日～）
- 当省の生協総合売店でも国産ホタテの加工品を販売（9月19日～）。



（ホタテフライ定食）



（ホタテのココナッツカレー）

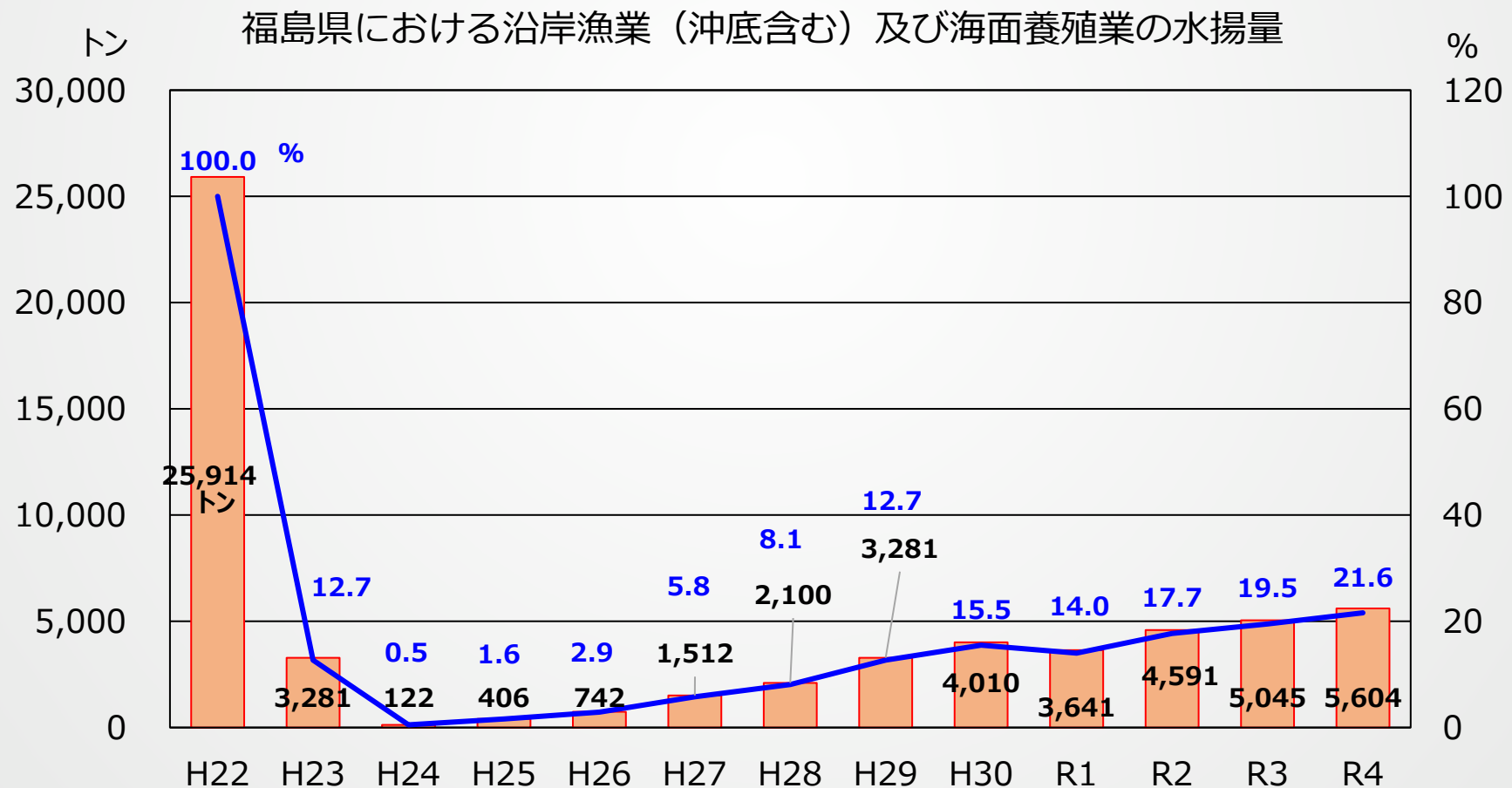


（国産ホタテの加工品の販売風景）

福島第一原発事故後の水産物の検査体制について

本格操業に向けた取組

- 原発事故直後、県内の漁業協同組合が全ての沿岸漁業及び底びき網漁業の操業を自粛しました。
- 平成24年6月から、出荷が制限されていない魚種の操業・販売（いわゆる試験操業）を開始し、順次、漁業種類・対象種・海域を拡大しました。
- 令和3年4月からは本格操業へ向けた移行期間へと位置づけ、水揚の拡大を図っています。



- 福島県の公的検査に加え、漁協も自主検査をしています。

1 福島県の公的検査

- 出荷制限魚種も含めて定期的に実施
- 国の基準値（100ベクレル/kg）を超えた場合は、国から出荷制限を指示
→ 基準値を安定して下回ったことを確認して、国が出荷制限を解除

2 漁協の自主検査

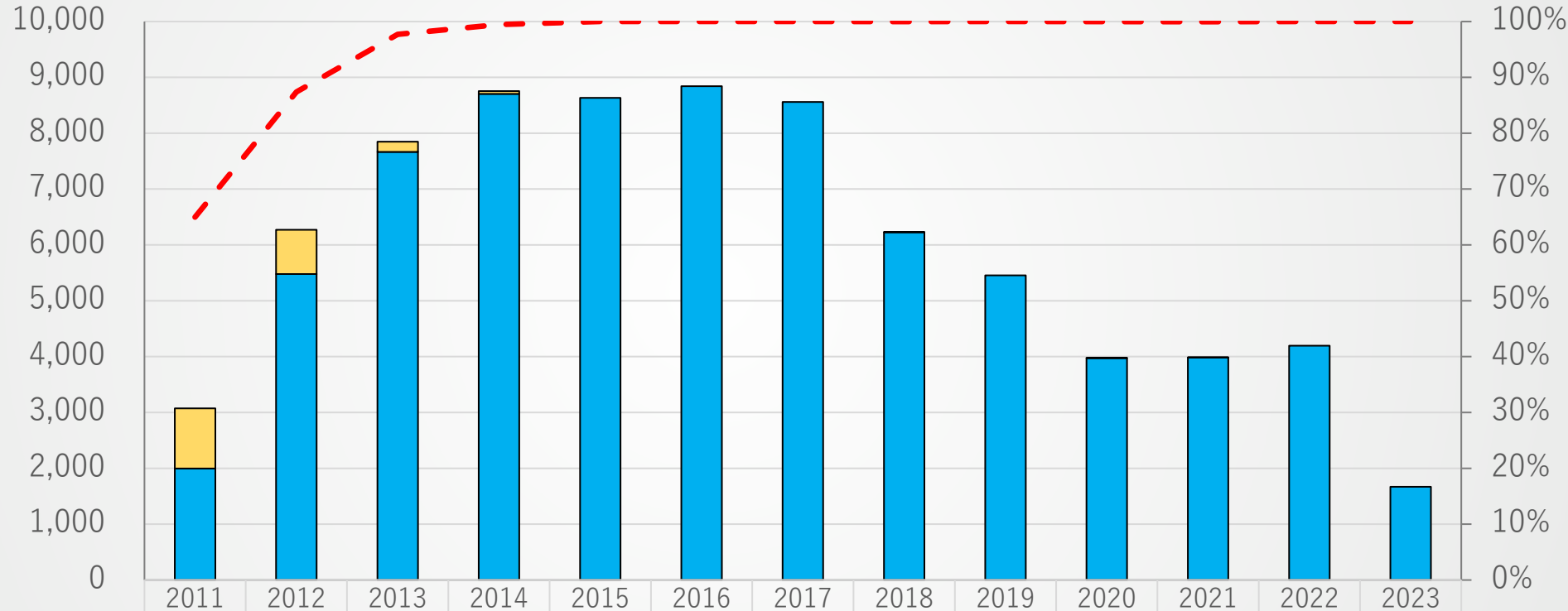
- 水揚げ日毎に、出荷予定の全魚種を対象に実施
- 自主規制値（50ベクレル/kg）を上回った場合は出荷を自粛
→ 自主規制値を安定して下回ったことを確認して、出荷を再開
- 国の基準値を上回った場合は（2014年のユメカサゴ、2019年のコモンカスベ、2021年・2022年のクロソイの4例）水産庁に連絡

福島県海産魚介類における放射性セシウム濃度の推移（福島県の検査）

- 2015年度以降で基準値を上回ったのは4例のみです。
- 2017年度以降は99%で基準値の1割以下になりました。

検査件数

基準値(100ベクレル/kg)以内の率



基準値超過件数	1,077	791	181	48	0	0	0	1	0	1	2	0	0
基準値以内件数	1,997	5,479	7,666	8,705	8,633	8,842	8,559	6,229	5,456	3,975	3,984	4,195	1,669
基準値以内の率	64.96%	87.38%	97.69%	99.45%	100.00%	100.00%	100.00%	99.98%	100.00%	99.97%	99.95%	100.00%	100.00%

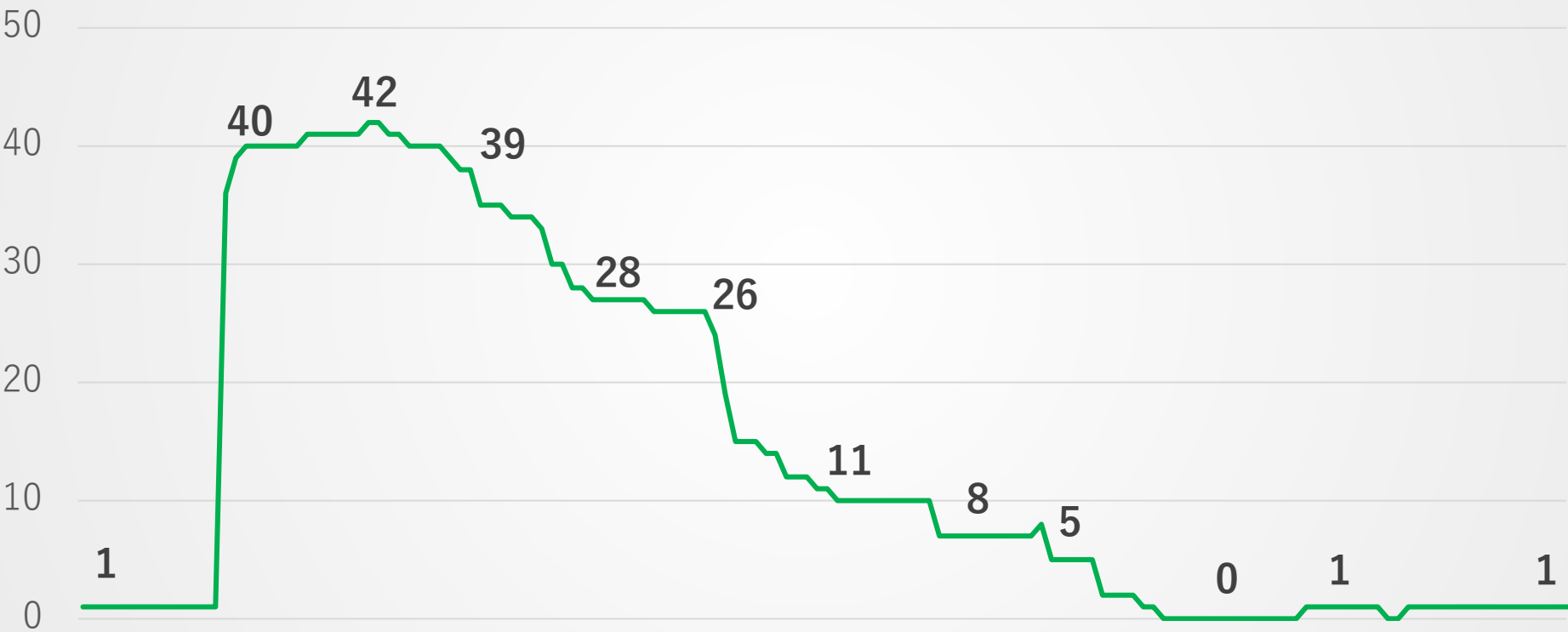
年度

出荷制限魚種数の推移

- 現在残る出荷制限はクロソイのみです。

(魚種数)

出荷制限魚種数の推移



	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
出荷制限魚種数(最大)	1	40	42	39	28	26	11	8	5	0	1	1	1

漁協の自主検査結果

- 2018年以降毎年 1 万件を超える検査を実施しています。

(分析数)

20,000

15,000

10,000

5,000

0

2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023

■ 100ベクレル/kg超

0

0

1

0

0

0

0

1

0

1

1

0

■ 50ベクレル/kg超

0

0

1

0

0

0

1

1

0

0

0

1

■ 50ベクレル/kg以下

150

620

1,670

2,778

4,287

8,997

12,447

14,329

17,801

18,685

18,882

14,147

暦年

目標を達成するための手段（基準値）の設定

- 食品（飲料水含む）からの被ばく量を年間1ミリシーベルト以下に抑えるための**手段**として、食品の放射性セシウムの**基準値を100ベクレル/kg**とし、基準値を超えた食品は**回収**するとともに、状況に応じてその後の**出荷を制限**（禁止）しています。

基準値設定の考え方

- 年間1ミリシーベルトを、飲料水(約0.1ミリシーベルト)と、食品(約0.9ミリシーベルト)に区分
- 全流通量の50%を占める国内産食品の全てが基準値の放射性物質を含むと仮定
- 原発事故で放出された放射性物質のうち、半減期1年以上の8核種を含めて被ばく量を計算
- 年間1ミリシーベルト以下に抑えるための上限値は「13～18歳・男性」の120ベクレル/kgと計算されたが、安全側の100ベクレル/kgに切り下げ

食品からの被ばく量の計算（ベクレルとシーベルトって？）

ベクレル（Bq）

放射能の単位で、数値が大きいほどたくさんの放射線が出ていることを意味する

シーベルト（Sv）

人が受ける被ばく線量の単位で、数値が大きいほど体に受ける影響が大きいことを意味する

ベクレルとシーベルトの関係

①体内に取りこんだ（食べた）放射性物質の量（ベクレル）

×

②その放射性物質の換算係数（実効線量係数）

= 食品からの被ばく量（シーベルト）になります

例えば1ミリシーベルトの被ばくに必要なセシウム137の摂取量は

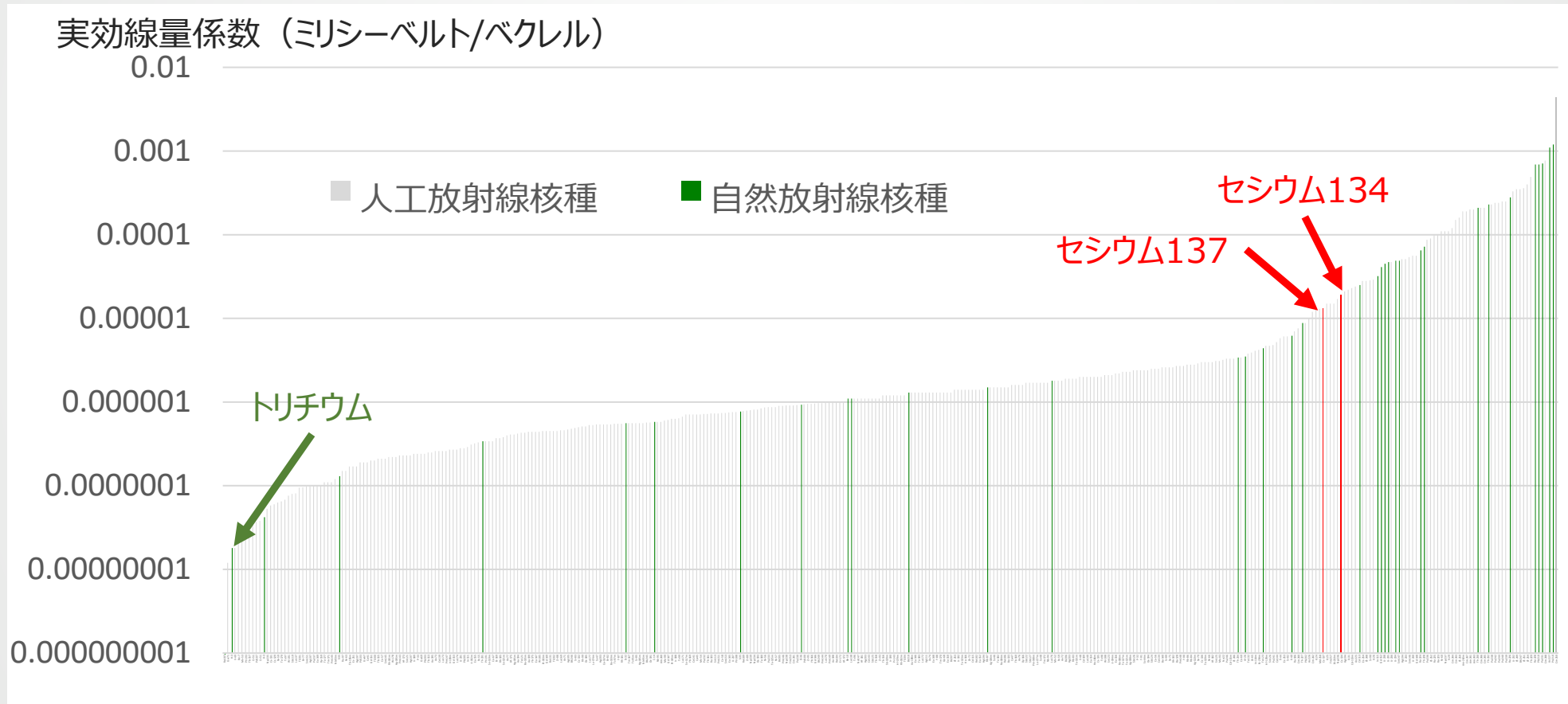
1（ミリシーベルト）÷0.000013（実効線量係数）≒77,000（ベクレル）になります。

トリチウムの場合は、1（ミリシーベルト）÷0.000000018（実効線量係数）≒55,555,556（ベクレル）になります。

放射性物質の摂取の有無ではなく、摂取量が重要です

放射性物質の飲食による実効線量係数の一覧

- 放射性物質には、もともと自然界に存在するものと、人工的に発生するものがありますが、人工由来物質の実効線量係数が大きいことはありません。

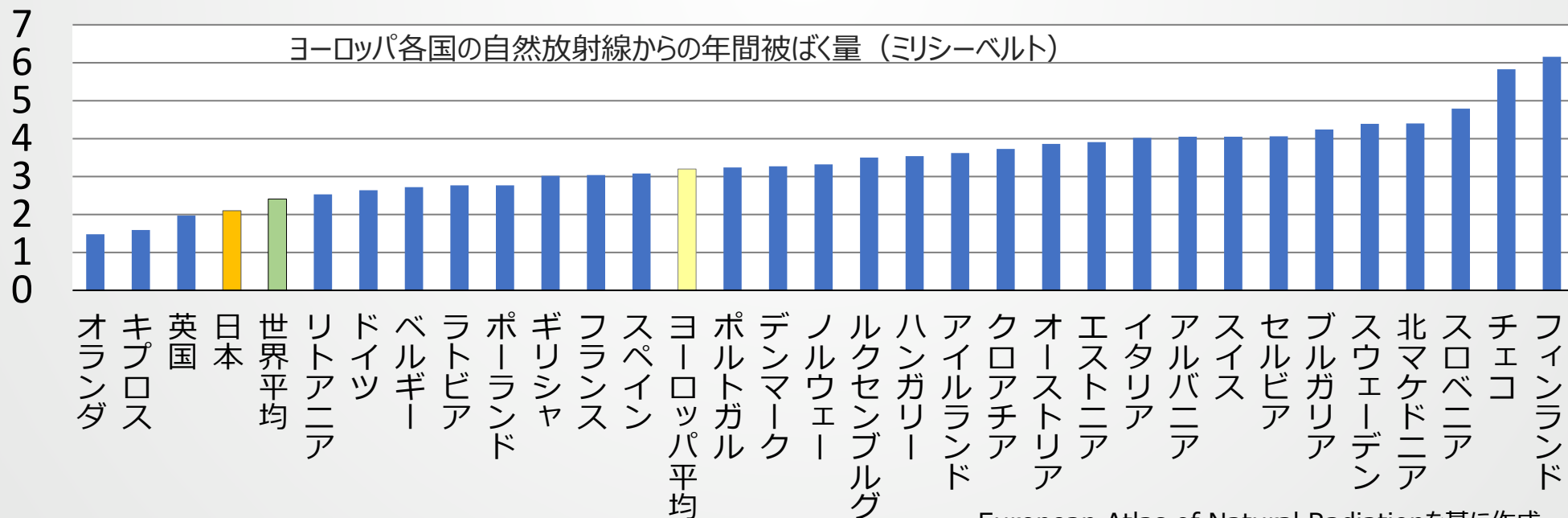


福島第一原発事故を受けた食品中の放射性物質に関する基準について

● 基準値は安全と危険の境目ではありません。

- 政府は、福島第一原発事故による食品（飲料水含む）からの被ばく量を年間1ミリシーベルト以下に抑える目標を設定。
- 年間1ミリシーベルトは、国際放射線防護委員会（ICRP）が、自然からの被ばく量の地域差の範囲内で、誰でも受け入れ可能な目安として示しているもので、**安全と危険の境い目ではない**。
- 目標達成の手段として、食品の放射性セシウムの基準値を100ベクレル/kgと設定。
- 基準値は、セシウム以外の核種の影響も考慮した上で、全流通食品の50%が基準値の放射性物質を含むと仮定して算出。

ヨーロッパ各国の自然放射線からの年間被ばく量（ミリシーベルト）



目標は達成されているのか？ ①

- 十分に達成されています。

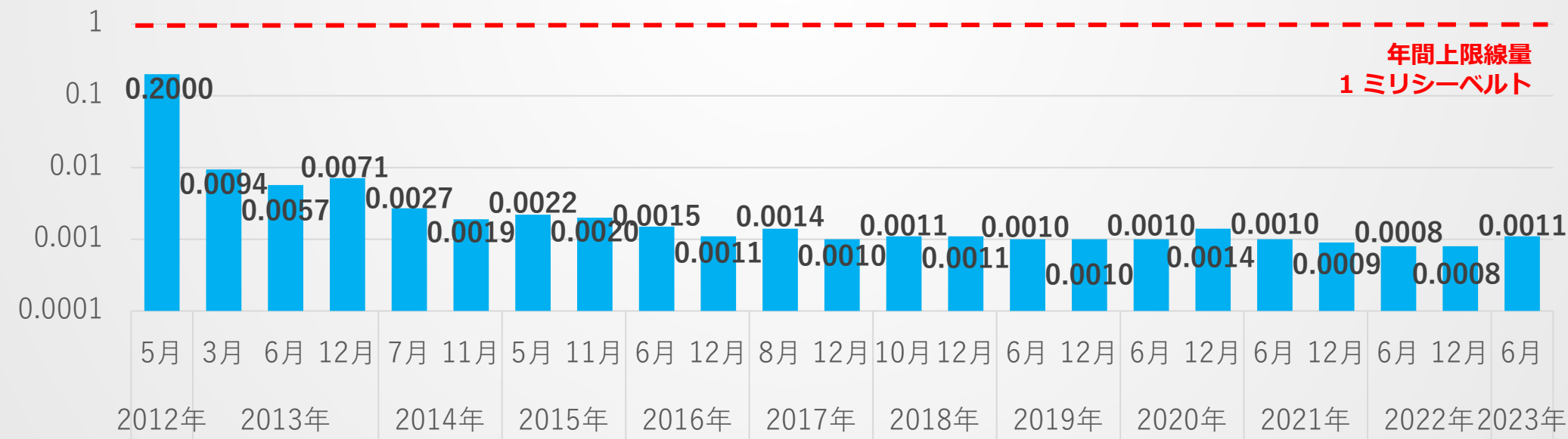
○ 厚生労働省の調査

平成23年度から地元産・近隣県産の食品を購入し簡単に調理してサンプルとしている

⇒サンプルと同じものを1年間食べ続けた場合の年間被ばく量は最大0.0011ミリシーベルト
(令和5年度)

マーケットバスケット調査による食品中の放射性セシウムから受ける放射線量

(ミリシーベルト/年)



- 十分に達成されています。

○ コープふくしまの調査

平成23年度から福島県内50～200家庭で作った料理をサンプルとしている

⇒全てのサンプルで検出限界値（1ベクレル/kg）未満（令和2年度）

※1ベクレル/kgの食材を毎日2kg食べた場合の年間被ばく量は0.0095ミリシーベルト

○ 福島県の調査

平成24年度から避難指示が解除された区域を中心に対象者を選定し、1日間に飲食したものと
同じものをサンプルとしている

⇒今回の食事と同じものを1年間食べ続けた場合の被ばく量は最大（令和4年度）

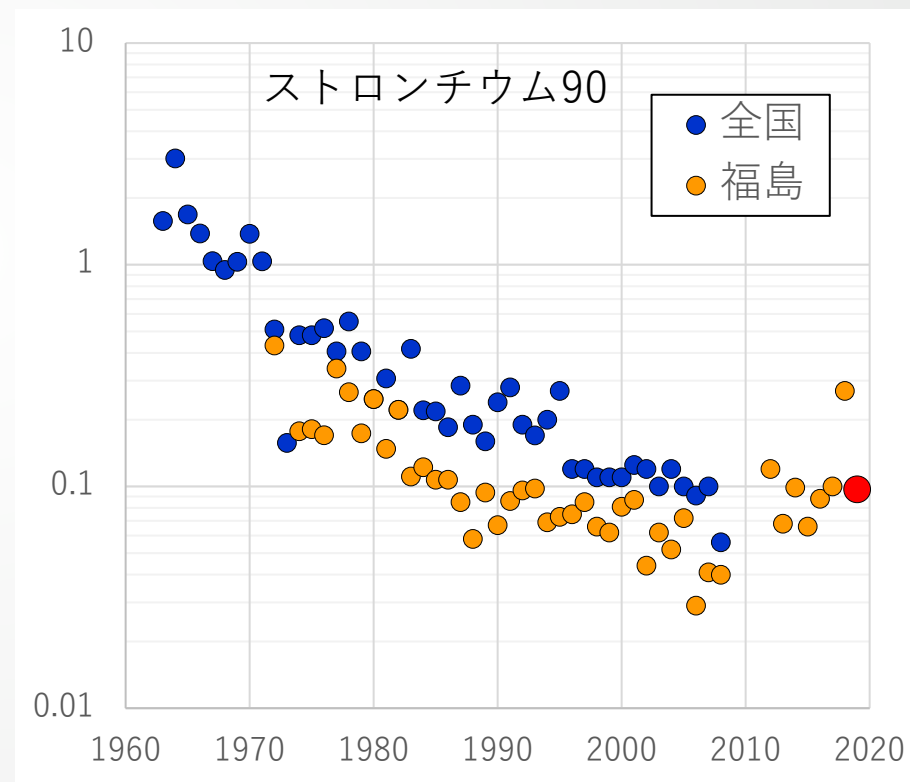
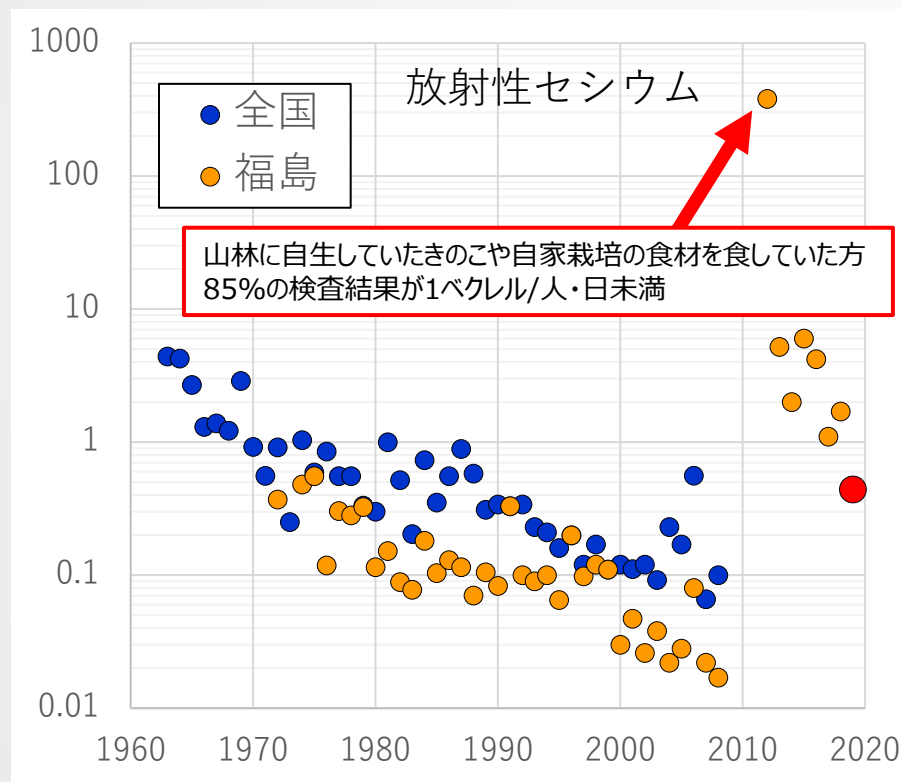
0.0026ミリシーベルトで、放射性ストロンチウムは不検出

目標は達成されているのか

- 福島県の調査結果では、放射性セシウム及びストロンチウム90の摂取量は、
日本人が過去に経験した量と変わらなくなりました。

全国及び福島県における放射性セシウム及びストロンチウム90摂取量の**年度毎の最大値**の推移

(※ 全国調査は 2008 年度まで実施されていたもの。)



ALPS処理水海洋放出設備の概要

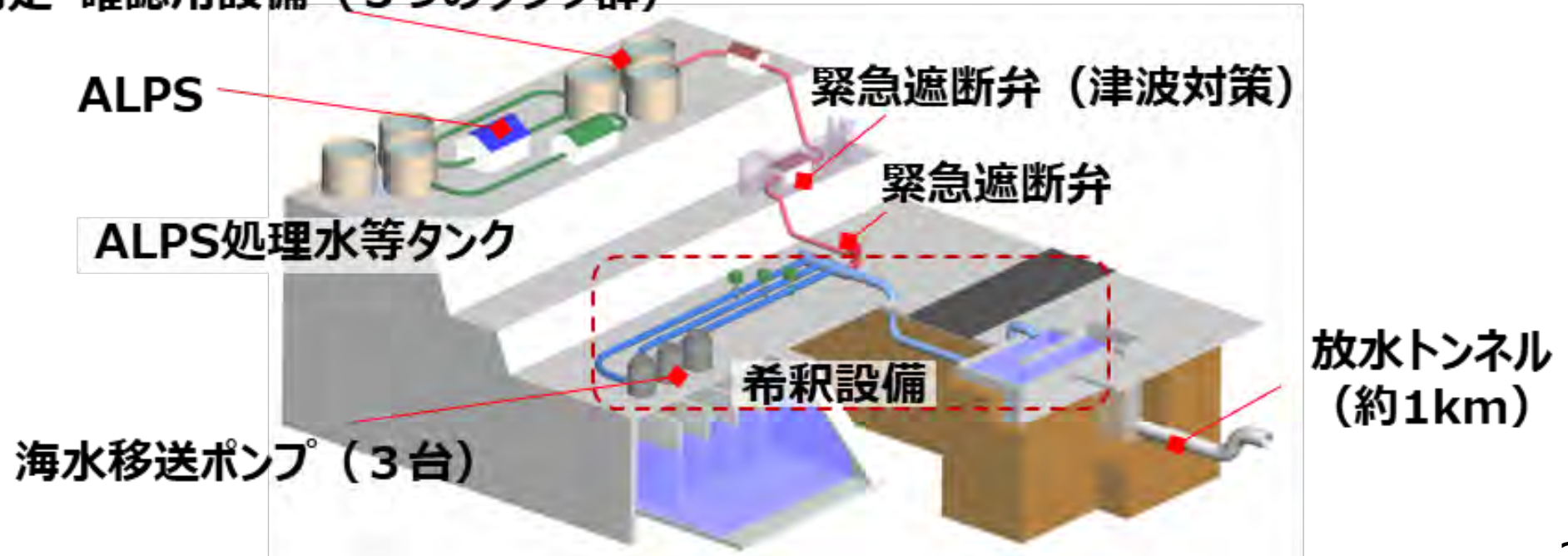
- 海洋放出にあたっては、
 - ① 浄化が必要な水を、トリチウム以外の放射性物質が規制基準を満たすまで確実に「ALPS」で浄化
 - ② 浄化後の水（ALPS処理水）について、「測定確認用設備」で攪拌し均一にしたうえで濃度を確認※1
 - ③ トリチウムについても規制基準を十分に満たすよう、「希釈設備」で海水により100倍以上に希釈※2したうえで、規制基準を満たすもののみが海洋放出※3される。
- なお、設備の異常等を検知した場合には、2ヶ所にある緊急遮断弁が閉まることで放出が停止する仕組み。

※1 第三者機関（JAEA）も測定し客観性を確保

※2 希釈後のトリチウム濃度は1,500ベクレル/ℓ（規制基準の1/40、WHO飲料水基準の約1/7）未満

※3 放出するトリチウムの総量は事故前の基準（年間22兆ベクレル未満）と同様

測定・確認用設備（3つのタンク群）



◆ 放出期間：2023年8月24日～9月11日（17日間）

◆ 総放出量：7,788m³（※トリチウム総量は約1.1兆ベクレル）

◆ モニタリング結果

- 東京電力・環境省：海水中のトリチウム濃度を迅速に分析した結果、放出停止判断レベル（700Bq/L）を大きく下回った
- 加えて、IAEAも独自に海水を分析し、放出停止判断レベル（700Bq/L）を大きく下回ることを確認
- 水産庁：水産物中のトリチウム濃度を迅速に分析した結果、放出前後とも変わらず検出下限値（10Bq/kg程度）未満

⇒ これらのモニタリング結果から、計画通り安全に放出できていることを確認

◆ 設備点検等の結果

- ✓ ALPS処理水希釈・放出設備全体の点検を実施
- ✓ 第1回放出の運用実績を確認し、更なる手順の改善等の必要性を精査

⇒ 異常なしを確認

安全に万全を期すため、一部設備に雨水対策として防水機能を強化するなどの対策を実施

第2回目ALPS処理水放出計画の概要

- ◆ 放出期間：2023年10月5日から約17日間
- ◆ 総放出量：約7,800m³（※トリチウム総量は約1.1兆ベクレル）
- ◆ ALPS処理水の分析結果
 - ：トリチウム以外の告示濃度比総和（規制基準は1未満）
東電 0.25 / 化研 0.24 / JAEA（政府の基本方針に基づく分析）0.21
 - ：トリチウム濃度
いずれの機関も 14万ベクレル / リットル
- ◆ 希釈後のトリチウム濃度：約190ベクレル / リットル
- ◆ 海域のモニタリング：海水や魚のトリチウム迅速分析を継続して実施

JAEAの分析結果

最新のALPS処理水の第三者分析結果

NEW

2023年6月26日(11時28分)、K4タンクC群から採取したALPS処理水の分析結果は以下のとおりです。

- ALPS処理により、トリチウム以外の核種が規制基準以下に浄化されていることの確認
トリチウム以外の核種(29核種^{※1})の告示濃度比総和：

0.21 < 1 (1未満) となり、規制基準を満足していることを確認しました。

その他39核種^{※2}は**全ての対象核種が有意に存在していないことを確認しました。**

- ALPS処理水中のトリチウム濃度の確認
・トリチウム濃度：**14万 Bq/L**^{※3}であることを確認しました。

ALPS処理水の測定結果(2023年9月21日) ⇒ 放出基準を満足していることを確認しています

東京電力及び 化研の分析結果

分析結果
告示濃度比総和
0.25

トリチウム濃度 **14万Bq/L**

100万Bq/L未満であることを確認しました。

トリチウム以外の放射性物質の濃度
告示濃度比総和 **0.25** < 規制基準 **1**

※自主的に有意に存在していないことを確認している核種は、全ての対象核種で有意に存在していないことを確認しました。

当社委託外部機関（化研）の測定結果

- ▶ トリチウムの濃度：14万Bq/L
- ▶ トリチウム以外の放射性物質の告示濃度比総和：0.24

① 告示濃度比総和：1

水産物の安全性と消費者の信頼確保のため、令和5年度においてもトリチウムを対象とする水産物のモニタリングを実施します。

＜令和4年度＞

- 北海道から千葉県まで、東日本の太平洋側で200検体程度を分析。
- 精密な分析のため、分析結果を出すには1か月半程度の期間を要する。
- 検出限界値は、最大でも0.4Bq/kg程度であった。

＜令和5年度＞

- ALPS処理水の海洋放出される場合、できるだけ早くモニタリングの結果を生産者・消費者に提供し、風評を抑制したい。
- 具体的には、検出限界値を10Bq/kg程度とし、翌日又は翌々日に結果を得られる手法（迅速分析）を実施。

トリチウムのモニタリングの概要について ②

- ・ 放出口の北北東へ約4km、放出口の南南東へ約5km（赤囲み部分）でサンプリング。
- ・ ALPS処理水の海洋放出前の8月8日から実施。放出前後で結果を比較。
- ・ 放出後1か月間は土日も含め毎日分析し、10月からは週4回（火曜日～金曜日）検査結果を公表。
- ・ 第1回目の放出日（8月24日）から10月25日までに、76検体の分析^(※)を行い、全て検出限界値未満。

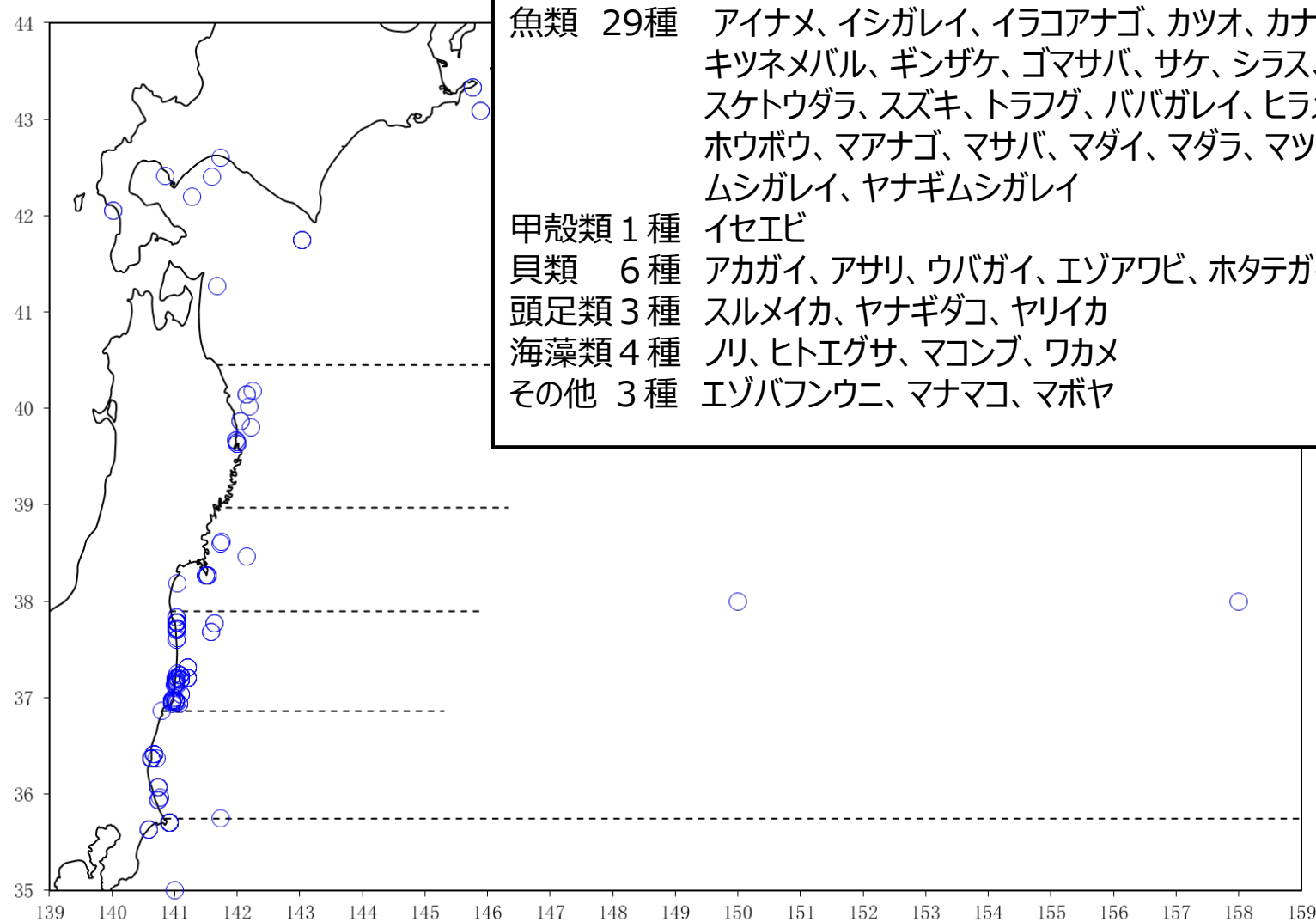


サンプリングポイント

※：ヒラメ、ホウボウ、マダイ、トラフグ、メイタガレイ、ババガレイ

トリチウム分析結果（精密分析）

- 256検体の分析結果は全て検出限界値（最大で0.408Bq/kg）未滿。



トリチウム分析結果（迅速分析）

- 令和 5年 8 月から開始し、全て検出限界値未満です。

(世界保健機関 (WHO) の飲料水水質ガイドライン基準: 10,000Bq/L) 15番以降がALPS処理水放出後の結果												
No.	試料名	生産水域	採取地	漁具設置		漁具回収		報告日	分析部位	(単位: Bq/kg) (検出限界値)		分析機関
				日	時	日	時					
76	ヒラメ	福島県沖	T-S8	R5.10.9	5:00頃	R5.10.9	17:00頃	R5.10.11	筋肉	検出限界値未満	(8.80)	(公財)海洋生物環境研究所
77	ヒラメ	福島県沖	T-S3	R5.10.11	5:00頃	R5.10.12	5:00頃	R5.10.13	筋肉	検出限界値未満	(8.21)	(公財)海洋生物環境研究所
78	ヒラメ	福島県沖	T-S8	R5.10.11	5:00頃	R5.10.12	4:00頃	R5.10.13	筋肉	検出限界値未満	(8.25)	(公財)海洋生物環境研究所
79	ヒラメ	福島県沖	T-S3	R5.10.12	5:20頃	R5.10.13	5:00頃	R5.10.17	筋肉	検出限界値未満	(7.15)	(公財)海洋生物環境研究所
80	ヒラメ	福島県沖	T-S8	R5.10.12	5:00頃	R5.10.13	5:00頃	R5.10.17	筋肉	検出限界値未満	(7.17)	(公財)海洋生物環境研究所
81	ヒラメ	福島県沖	T-S3	R5.10.16	5:00頃	R5.10.17	4:30頃	R5.10.18	筋肉	検出限界値未満	(8.55)	(公財)海洋生物環境研究所
82	ヒラメ	福島県沖	T-S8	R5.10.16	4:00頃	R5.10.17	5:00頃	R5.10.19	筋肉	検出限界値未満	(8.47)	(公財)海洋生物環境研究所
83	ヒラメ	福島県沖	T-S3	R5.10.17	5:00頃	R5.10.18	5:20頃	R5.10.19	筋肉	検出限界値未満	(8.52)	(公財)海洋生物環境研究所
84	ヒラメ	福島県沖	T-S8	R5.10.17	5:30頃	R5.10.18	4:30頃	R5.10.19	筋肉	検出限界値未満	(8.58)	(公財)海洋生物環境研究所
85	ヒラメ	福島県沖	T-S3	R5.10.18	5:40頃	R5.10.19	5:00頃	R5.10.20	筋肉	検出限界値未満	(8.25)	(公財)海洋生物環境研究所
86	ヒラメ	福島県沖	T-S8	R5.10.18	5:00頃	R5.10.19	5:00頃	R5.10.20	筋肉	検出限界値未満	(8.34)	(公財)海洋生物環境研究所
87	ヒラメ	福島県沖	T-S3	R5.10.19	5:30頃	R5.10.20	4:30頃	R5.10.24	筋肉	検出限界値未満	(8.30)	(公財)海洋生物環境研究所
88	ヒラメ	福島県沖	T-S8	R5.10.19	5:30頃	R5.10.20	5:00頃	R5.10.24	筋肉	検出限界値未満	(8.34)	(公財)海洋生物環境研究所
89	ヒラメ	福島県沖	T-S3	R5.10.23	5:30頃	R5.10.24	5:00頃	R5.10.25	筋肉	検出限界値未満	(9.26)	(公財)海洋生物環境研究所
90	ヒラメ	福島県沖	T-S8	R5.10.23	5:30頃	R5.10.24	5:00頃	R5.10.25	筋肉	検出限界値未満	(9.21)	(公財)海洋生物環境研究所

- 水産庁では放射性物質検査の結果をHPで公表しています。

水産庁

English キッズサイト サイトマップ 文字サイズ

標準 大きく

逆引き事典から探す キーワードから探す Google 提供

検索

水産庁について 政策について 分野別情報 報道・広報 申請・お問い合わせ

ホーム > 分野別情報 > 東京電力福島第一原子力発電所事故による水産物への影響と対応について > 水産物の放射性物質調査の結果について

水産物の放射性物質調査の結果について

(株)東京電力福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出による水産物への影響を調べるため、水産庁は、関係自治体及び関係業界団体等と連携し、福島県及び近隣県において、水産物のサンプリング調査をしています。

目次

こちらのQRコードからアクセスできます

1.トリチウム (迅速分析 New ・精密分析) 2.放射性セシウム 3.ストロンチウム 4.参考

1. トリチウム

1-1.海産物の結果

1-1-1.迅速分析（令和5年8月17日現在）

水産庁では、東京電力がサンプリングを実施するT-S3（放出口の北北東へ約4km）、T-S8（放出口の南南東へ約5km）（右図赤囲み）と同位置でサンプリングをしています。



おいしい福島の海産物を楽しんでください！

